

## 千代田区

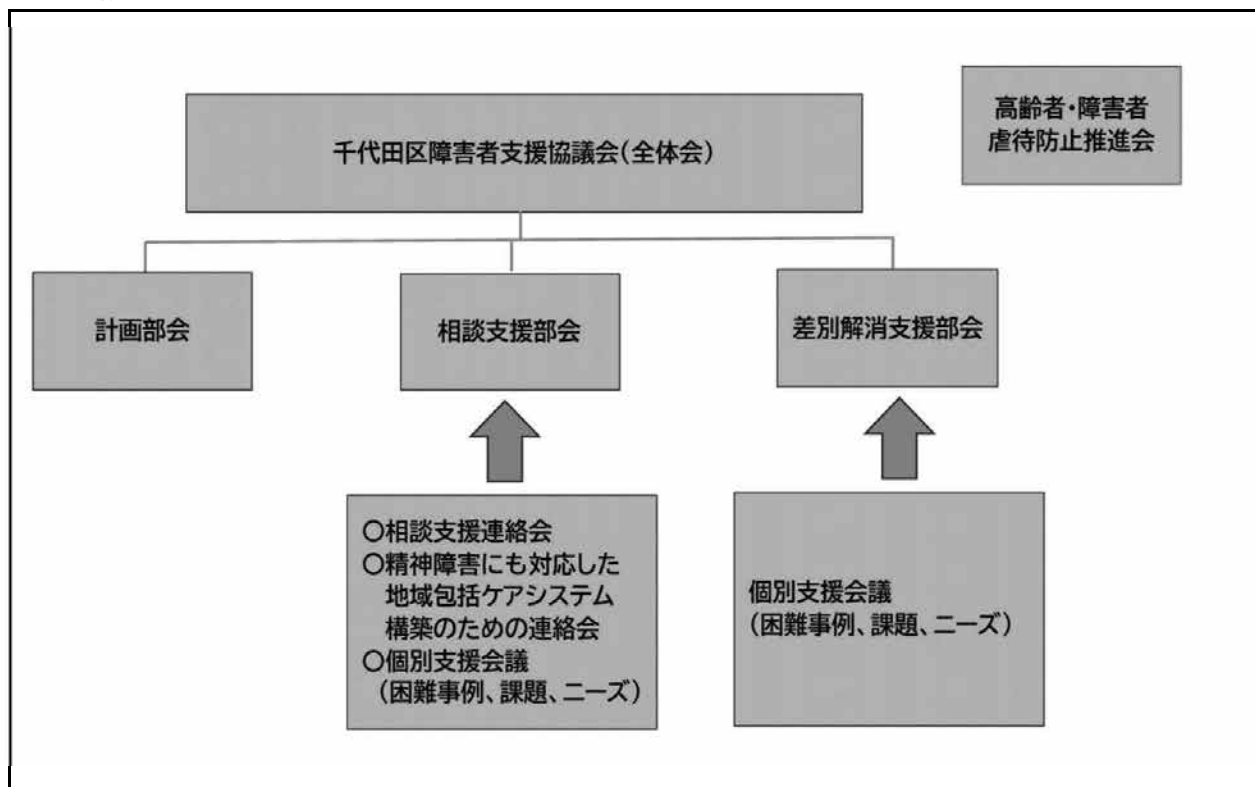
## 1 地域自立支援協議会の基本事項

(1) 名称 千代田区障害者支援協議会

(2) ホームページURL

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shogaisha/johoteikyو/data/kvogikai.html>

(3) 組織図



## 2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経験年数
1	会長	小川 浩	大妻女子大学 副学長	学識経験者		11
2	副会長	大塚 晃	上智大学 名誉教授	学識経験者		11
3		小池 知子	東京弁護士会「高齢者・障害者の権利に関する委員会」副委員長	法曹関係者		5
4		椎尾 康	東京通信病院 副院長兼神経内科部長	医療関係者		3
5		小野 正恵	千代田区医師会	医療関係者		2
6		平山 貴敏	神田医師会	医療関係者		2
7		石黒 雅浩	東京都立精神保健福祉センター所長	医療関係者		2
8		三橋 馨	九段訪問看護ステーション所長	医療関係者		3
9		大野 寿枝	難病相談支援員	医療関係者		3
10		廣瀬 征由	千代田区身体障害者相談員	身体・知的障害者相談員		11
11		高橋 雅美	千代田区身体障害者相談員	身体・知的障害者相談員		2
12		小笠原 桂子	千代田区知的障害者相談員	身体・知的障害者相談員		11
13		長谷川三恵子	千代田区知的障害者相談員	身体・知的障害者相談員		2
14		清水 水尾	千代田区障害者共助会推薦	家族・関係団体		2
15		鈴木 やす代	千代田区障害者共助会 会計	家族・関係団体		11
16		宮 嘉代子	千代田区さくらんぼの会	家族・関係団体		5
17		不破めぐみ	障がいをもつ子どもの現在(いま)と未来を考える会 代表	家族・関係団体		2
18		鈴木 洋子	むぎの会 代表	家族・関係団体		7
19		高橋 総一郎	千代田区障害者共助会 副会長	家族・関係団体		4
20		大谷 勝	区民代表	障害当事者		3

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経年数
21		森田 扶美子	千代田区民生・児童委員協議会	民生委員・児童委員		8
22		川野 圭一	千代田区社会福祉協議会 在宅サポート課在宅サポート係長	社会福祉協議会		2
23		永田 潔	NPO法人ホープ代表理事	障害福祉サービス等事業者		4
24		的場 康芳	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザちよだ)施設長	障害福祉サービス等事業者		5
25		田部 季之	千代田区立障害者福祉センター えみふる施設長	障害福祉サービス等事業者		3
26		中田 弾	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 びかいち 代表理事	障害福祉サービス等事業者		5
27		坂田 晴弘	千代田区障害者よるず相談「Light(ライト)」 所長	相談支援事業者		2
28		前田 貴子	飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門統括職業指導官	雇用関係機関		1
29		藤田 宏克	千代田区障害者就労支援センター センター長	雇用関係機関		1
30		清水 章	保健福祉部長	行政職員(区市町村)		4
31		小川 賢太郎	子ども部長	行政職員(区市町村)		2
32		高木 明子	地域保健担当部長(千代田保健所長)	保健所		2

## (2) 委員構成

種別	全体会・部会名			
	全体会	計画部会	相談支援部会	差別解消支援部会
学識経験者	2	1	1	
医療関係者	6		2	
保健所	1			
教育関係機関	0			
雇用関係機関	2	1	1	1
企業	0			
障害当事者	1			1
ピアサポーター	0			
家族・関係団体	6	4	3	2
身体・知的障害者相談員	4	4	2	2
相談支援事業者	1	1	1	1
障害福祉サービス等事業者	4	4	2	1
社会福祉協議会	1	1	1	1
法曹関係者	1	1		1
民生委員・児童委員	1		1	1
地域住民	0			
行政職員(区市町村)	2	1		
行政職員(都)	0			
その他	0			
計	32	18	14	11

## 3 地域自立支援協議会の活動状況

### (1) 地域自立支援協議会での協議事項(複数回答)

#### ① 相談支援事業の運営体制に関すること。

- ・ 基幹相談支援・相談支援及び地域生活支援拠点等の実績(中間報告・年度報告)
- ・ 事例の紹介(相談支援部会)

#### ③ 地域移行・地域定着支援に関すること。

- ・ 重層的相談支援及び地域生活支援拠点等について(相談支援部会)
- ・ 精神障害にも対応した地域生活ケアシステム構築のための協議(相談支援部会)

## ⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること。

- ・相談実績の報告（差別解消支援部会）
- ・対応事例の報告（差別解消支援部会）
- ・区の障害者差別解消に関する活動及び実績報告（差別解消支援部会）

## (2) 地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

## ② 情報共有・情報発信

- ・障害福祉計画、障害児福祉計画の実績報告及び評価
- ・各部会からの活動報告等

## ⑤ 地域課題の整理

各部会でそれぞれの専門分野に応じた地域課題について協議を実施している

## ⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

- ・障害福祉計画や障害児福祉計画の年度実績の報告及び進捗管理や達成率の確認
- ・計画改定に係る意見交換等

## (3) 地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

## ① 相談支援の質及び量

基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援事業所による相談支援連絡会を年4回開催した。情報交換及び事例研究を含めた検討会や勉強会を開催し、地域の相談支援の質の向上に取り組んでいる。

## ③ 権利擁護・虐待防止

障害者福祉課内の障害者差別解消（合理的配慮）の相談窓口、区虐待防止センター内の虐待防止専用回線（24時間対応）にて、虐待通報や相談に応じている。  
障害者虐待に関する状況及び通報・相談実績は、自立支援協議会障害者差別解消部会及び障害者虐待推進会議に、報告を行っている。

## ⑦ 医療的ケア

子育て・教育部署にて医療的ケア児等支援協議会を設置。医ケア児等への支援について、当事者家族を含め関係機関による審議・検討を行っている。

イ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

## ⑤ 緊急時に備えた体制づくり

広域又は東京都全域では福祉人材の確保や周知に関する取り組みを中心に行い、地域（区）では福祉の仕事に関する理解促進を基盤に、福祉人材の採用・雇用につながるようなボランティア活動や職業体験の場・機会の提供を行うといった、役割分担の明確化が図れると良い。

## 4 地域自立支援協議会の活性化

## (1) 法改正に伴う地域自立支援協議会の見直し等（複数回答）

## ① 個別事例の検討を通じて、地域のサービスの開発・改善につなげた。

相談支援部会の中で具体例を出し、地域課題の抽出を踏まえ委員から意見をもらい、検討をした。

ア 個別事例の検討を行った回数

2 回

イ 参加した事業者・機関等の数

4～6 か所

ウ 個別事例の検討を通じて取り上げた地域課題、サービスの開発・改善結果

・相談支援連絡会での事例検討を通じて支援課題・地域課題を抽出する仕組みにしているが、相談支援部会では報告に留まり、具体的な改善等の審議まではできなかった。

【主な課題】①地域における強度行動支援のある障害者への支援の脆弱さ  
②サービスにつながらない方へのアプローチ方法について 等。

⑤ 地域の相談支援事業者等から上がってきた事案を、協議会で地域課題として取り上げた。

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所・障害児相談支援事業所で構成する相談支援連絡会を年4回開催している。事例検討等を通じて、地域課題の抽出に努め、障害支援協議会 相談支援部会に報告する体制にしている。

⑥ 地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置等、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実について検討・検証を行った。

障害者支援協議会 相談支援部会において、地域生活支援拠点等にかかるサービスの実績報告や事例検討等を行っており、拠点整備や機能充実について検討をしている。

## (2) 地域で生活する当事者の声の反映（複数回答）

⑥ 障害のある人もない人も参加するイベント等を活用している。

令和7年12月 障害者週間記念理解促進事業を実施した。  
年2回（令和7年9月、令和8年1月）、障害者サポーター養成講座を実施した。

⑤ 地域で生活する当事者に対してアンケート調査等を実施している。

区のポータルサイトを活用し、障害当事者から区内で生活する中で「良かったこと」をアンケート方式で募集を始めた（令和7年2月より）

## (3) ICTの活用（複数回答）

① 当事者等が集合形式での参加が難しい場合、ハイブリッド形式（集合とリモートの双方に対応した方法）で会議を実施

協議会等開催時に、オンラインでの参加を導入しており、毎回2～3名の参加がある。

# 5 相談支援体制の拡充【新規】

## (1) 相談支援体制を推進するための取組（複数回答）

③ 計画作成だけでなく、サービスにつながらない人への相談や、障害当事者の悩みや困りごとに寄り添う対応を行える窓口等がある。

基幹相談支援センターでは、総合相談窓口として障害者と家族・支援者の日常生活全般にわたる相談対応を行っている。

④ ピアサポーターによる相談を受けられる体制を整えている。

区内にはピアサポーターによる相談体制がないことから、令和7年度よりピア活動の必要性について講座を行う等、ピアサポーターによる相談の有効性について周知を始めている。

- ⑤ 地域の相談支援従事者に対し、助言や指導、検討の場の確保等、支援者支援を行っている。

基幹相談支援センターによる相談支援連絡会における事例検討等を通して地域の相談従事者の育成及び相談の質の向上を図っている。その他、必要に応じて事業所への訪問指導も行える体制を組んでいる。

## (2) 地域移行に向けた相談体制（複数回答）

- ① 障害者支援施設入所者や精神科病院長期在院者等が、地域移行を希望しているか把握している。

施設入所中の障害者については、障害者福祉サービスの更新に合わせて施設を訪問し、地域移行の希望等について確認している。又、精神障害者については保健所や基幹相談支援センターが入所・入院先に確認を行い、人数調査や地域移行の希望の把握に努めている。

- ④ 地域移行を希望した対象者に対し、地域移行支援事業者等の相談支援事業所の支援に繋ぐことのできる連携体制ができている。

現在、区内には地域移行支援を行う一般相談支援事業所はありませんが、基幹相談支援センターを受託する法人が行っている地域移行支援につなげる体制を整えている。